

保護者各位

板橋区子ども家庭部

保育サービス課長 佐藤 隆行

(公印省略)

### 緊急事態宣言期間の延長に伴う板橋区保育園の対応について

日頃より板橋区の保育行政にご理解・ご協力を賜り、ありがとうございます。

さて、令和3年5月7日、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言発令期間が5月31日まで延長されたことから、板橋区内保育園（区立保育園、私立認可保育所、地域型保育事業。以下同じ。）の対応につきまして、園内の感染リスクを抑制するため、改めて下記のとおりとさせていただきます。

#### 記

- 1 緊急事態宣言の発令期間中も、在宅勤務・育児休業中のご家庭を含め保育園の利用は可能です。ただし、感染拡大防止のため、在宅保育が可能な場合はご自宅での保育にご協力をお願いいたします。  
保育園においてはこれまで同様、感染防止策を講じた上で保育を行いますが、ご家庭でも引き続き毎日の健康管理を行っていただき、発熱や風邪症状等でお子様やご家族の体調がすぐれない時は登園を控えていただく等、感染拡大の防止にご協力をお願いいたします。
- 2 今後も保育園の園児や保育者が新型コロナウイルスにり患する等で園運営に支障をきたす場合は保育園を一定期間臨時休園とすることがございます。
- 3 登園自粛に伴う保育料は、自粛日数分を日割り計算し、減額いたします。  
詳細については、後日お知らせいたします。
- 4 育児休業・就職内定で4月に入所した方の復職・就労開始期限は6月30日まで延長いたします。
- 5 求職中で4月に入所した方の就労開始期限は6月30日までです。ただし、保護者様の責めによらない事情（緊急事態宣言解除後、すみやかに求職活動を開始したにもかかわらず就労先が決まらない等）が確認できた場合は期限を延長いたします。そのため、5月下旬の時点で期限までに就労開始することが困難な見込みとなった場合は、入園相談係までご相談ください。

なお、今後の状況により上記対応が変更となる場合は、改めてご案内させていただきます。

今後も安心・安全な保育運営に努めてまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

#### 【担当】

保育サービス課	保育・運営給食係（区立保育園）	TEL 3 5 7 9 - 2 4 8 3
	民間保育振興係（私立保育園）	TEL 3 5 7 9 - 2 4 9 2
	入園相談係（保育料・入所）	TEL 3 5 7 9 - 2 4 5 2